

令和元年9月30日

お客様各位

盛岡信用金庫

デビットカードサービス（J-Debit）における
キャッシュレス・消費者還元事業について

キャッシュレス・消費者還元事業とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、駆け込み消費とその反動の発生抑制や国内におけるキャッシュレス推進を目的としてキャッシュレス手段を使った代金支払いに対するポイント還元を実施する国の事業です。

盛岡信用金庫(理事長：浅沼晃)では本事業に参加し、当金庫のキャッシュカードを使ったデビットカードサービス（J-Debit）についてポイント還元を実施する予定ですが、現在当金庫は決済事業者としての登録申請手続き中であり、還元開始時期は未定となっております。

当金庫が登録承認される前にデビットカードサービスをご利用頂いた場合は、お客様への還元が実施されませんのでご注意ください。

なお、還元対象時期は、確定次第速やかに当金庫ホームページ上でお知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
盛岡信用金庫 事務部 事務管理課
TEL：019-652-2453